

## 静岡市土木業務委託共通仕様書

令和4年6月1日

内容については、静岡県交通基盤部監修『業務委託共通仕様書（令和3年7月版）』及び『用地調査等業務共通仕様書（令和3年7月版）』によるものとする。

### 【特記事項】

- (1) 頭書記載の書類中「静岡県交通基盤部（ただし、農地局を除く）」とあるのは「静岡市建設局、都市局及び経済局並びに上下水道局」と、「静岡県業務委託契約約款」とあるのは「静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款」と、「知事及び知事の委任を受けて契約を行うかい長」とあるのは「市長及び公営企業管理者」と、「静岡県公共測量作業規程」とあるのは「静岡市公共測量作業規程」と、「成果品」とあるのは「成果物」と、「静岡県委託業務検査要領（静岡県・平成28年3月）」とあるのは「静岡市委託業務検査実施要領（静岡市・令和2年12月）」と読み替えるほか、別表の記載の字句欄に掲げる字句は、当該読替後の字句欄に定める字句に読み替えるものとする。
- (2) 測量作業共通仕様書第137条、地質・土質調査業務共通仕様書第137条、地質・土質調査業務共通仕様書第118条5、地質・土質調査業務共通仕様書第1201条12(3)、土木設計業務等共通仕様書第1136条及び用地調査等業務共通仕様書第32条の規定は適用しない。
- (3) 第11編電算帳票作成編については適用しないものとし、電算帳票作成業務特記仕様書によるものとする。
- (4) この業務において使用する様式は、「静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款に基づき作成すべき届出書等」に定めるもののほか、頭書記載の書類に定めるものを使用するものとし、必要最小限の修正を加えて使用することができる。
- (5) この業務における成果物は、「静岡市電子納品要領・基準」に基づくものとする。
- (6) 静岡市基準点管理保全要綱第2条における基準点を使用するときは、同要綱第3条に基づく使用手続きを行うこと。